

中小企業の皆様の脱炭素化に向けた行動変容をご支援します！

～「脱炭素取組宣言制度」を創設～

脱炭素社会の実現に向けては、大企業はもちろんのこと、市内企業の99.6%を占める中小企業の皆様にも脱炭素化に取り組んでいただくことが重要です。

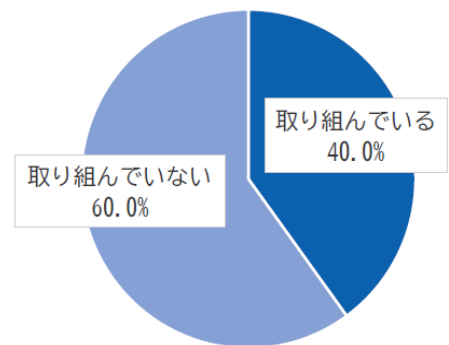
このたび、中小企業の皆様に、脱炭素化のスタート段階として、脱炭素化に取り組むことを宣言していただく「脱炭素取組宣言制度」を創設します。宣言をきっかけに、更なる脱炭素化に取り組んでいただけるよう、省エネルギー診断の受診費用を補助する制度を開始するとともに、脱炭素経営専門相談窓口を開設し、取組をサポートします。

1 脱炭素化に取り組む中小企業の割合は約4割

横浜市内のCO₂排出量の約7割は、家庭部門以外(産業部門など)から発生しています。脱炭素社会の実現に向けては、大企業のみならず中小企業の皆様にも脱炭素化に取り組んでいただくことが重要です。

横浜市が実施した調査によると、脱炭素化に取り組む中小企業の割合は約40%にとどまっていますが、脱炭素化の取組は、環境への負荷を減らすことはもちろん、光熱水費などのコスト削減、企業価値の向上による取引先拡大・人材確保など、経営改善につながります。このことから中小企業の皆様の脱炭素化を促進していく必要があります。

市内中小企業の脱炭素化の取組状況



【出典】横浜市 第125回 横浜市景況・経営動向調査(令和5年6月実施)

2 中小企業の脱炭素化に向けた支援を拡充

中小企業の皆様に脱炭素化に取り組んでいただくためのスタート段階として、身近な省エネを含めた脱炭素化に取り組むことを、横浜市 Web サイト上で宣言していただく「脱炭素取組宣言制度」を創設します。宣言をきっかけに、脱炭素化の取組への意欲を高めていただきます。

また、省エネ診断、プッシュ型相談、補助金や規制緩和等、企業の状況に合わせた支援を行うとともに、事業者の取組を「脱炭素経営専門相談窓口」でサポートしていくことで、脱炭素行動を促し、中小企業の行動変容を後押ししていきます。



・「脱炭素経営専門相談窓口」でサポート！

3 脱炭素取組宣言制度の概要

宣言をきっかけに、中小企業の皆様の脱炭素化の取組への意識や意欲を高めていただきます。

【対象者】	横浜市内において事業活動を営む企業もしくは個人事業者 (事業所単位でも宣言できます)
【宣言方法】	横浜市 Web サイトに設置された宣言フォームから宣言できます。
【宣言内容】	『2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、脱炭素化に取り組むこと』、 事業者の基本情報、既に行っている取組、今後行う予定の取組
【メリット】	① 宣言したことを社内外に向けて掲示できる“宣言書”や、名刺やHPで活用できる“ロゴマーク”など、PRツールを活用できます。 ② 横浜市 Web サイト上で宣言した企業を掲載いたします。 ③ 宣言した事業者にご活用いただける補助金や、脱炭素の取組を行う建築物等の規制緩和、「横浜市総合評価落札方式」の評価項目における加点などを行います。 また、各施策との連動も予定しています。



脱炭素取組宣言ロゴマーク

「脱炭素取組宣言制度」の Web サイト



横浜市 脱炭素取組宣言

検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/decarbonization/datsutansosengen.html>

～脱炭素化の取組事例～

- ① こまめな消灯、スイッチ OFF などの身近な省エネ
- ② 空調設定温度の適正化、空調機器のフィルター掃除など
- ③ 公共交通機関の利用、カーシェアリングの利用
- ④ LED などの高効率照明設備への切替
- ⑤ 専門家による省エネ最適化診断の受診、CO₂排出量の把握(見える化)
- ⑥ 再生可能エネルギーを電源とした電力プランの契約
- ⑦ 電気自動車・ハイブリッド車などの環境負荷の低い車両の導入

4 横浜市省エネ診断支援補助金の概要

脱炭素化に取り組むと宣言した意欲のある事業者の具体的な行動実行を後押しするため、省エネ診断を受診する費用を補助します。

【対象者】	経済産業省が実施する「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業」における、省エネ診断を受診した事業者のうち、 (1) 横浜市内に本社を有する中小企業者 (2) 会社法上の会社に該当しないもので、横浜市内に本社を有する事業者
【補助率・上限】	補助対象経費の10/10 (※消費税及び地方消費税相当額はご負担いただきます)、上限 50,000 円
【申請方法】	横浜市電子申請・届出システムから申請していただきます。
【受付期間】	令和6年6月26日(水)～令和7年2月28日(金) ※ 予算上限に達した場合には受付を締め切ります。

制度の詳細はこちら

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/decarbonization/shoenehojokin.html>

次頁あり

5 プッシュ型相談の概要

公益財団法人横浜企業経営支援財団(通称:IDEC横浜)の専門家が、これまでに蓄積したネットワークを活用して、市内中小企業へこちらから訪問し、状況に応じた施策紹介や、省エネや設備投資の提案など、きめ細やかな支援を行っています。

6 補助金(省エネ・創エネ設備費用の補助)

市内中小企業が実施する省エネ・創エネ設備の導入に対する助成を実施しています。

7月には、LED照明や空調設備など、省エネ設備の導入を支援する「省エネエネルギー化支援助成金」の募集開始(2回目)を予定しています。この助成金は、「脱炭素取組宣言」をした事業者だけが活用できます。

また、現在、創エネ設備(太陽光発電設備)の導入を支援する「太陽光発電導入支援助成金」の申請を受け付けています。

制度の詳細はこちら

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/decarbonization/carbonneutral-josei.html>

7 脱炭素経営専門相談窓口の設置

公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEC横浜)に、令和6年6月26日(水)から市内中小企業を対象とした「脱炭素経営専門相談窓口」を設置します。

脱炭素化の取組や関連する補助金等に関する相談、補助金等の申請サポート、自社のCO2排出量・電気使用量を把握するためのセルフ診断の支援等、脱炭素化経営全般についてご相談いただけます。

◎ 脱炭素経営全般に関する相談【公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEC横浜)】

受付時間:平日 午前9時30分~午後5時

(横浜市中区日本大通 11 横浜情報文化センター7階)

電話:045-225-3717 / FAX:045-225-3738

専門相談窓口の取材をご希望の場合には、下記連絡先へご連絡ください。

公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部長 加藤 盛司 Tel 045-225-3733



お問合せ先

(3 脱炭素取組宣言制度、4 横浜市省エネ診断支援補助金に関すること)

経済局中小企業振興課長 松本 圭市 Tel 045-671-2575

(5 プッシュ型相談、6 補助金(省エネ・創エネ設備費用の補助)に関すること)

経済局ものづくり支援課長 大友 靖子 Tel 045-671-3839

(脱炭素化に向けた中小企業の行動変容施策に関すること)

経済局企画調整課長 粕谷 美路 Tel 045-671-2565